

第3期御宿町 次世代育成支援行動計画及び 子ども・子育て支援事業計画 概要版

計画策定の趣旨

国は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう「こども基本法」が制定・施行されました。また、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、健やかな成長を社会全体で後押しするため、こども家庭庁が創設されました。

御宿町（以下「本町」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

計画の位置づけと関連計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定による「市町村行動計画」として策定します。

また、子ども・子育て支援法第61条における「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条の規定により内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。さらに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定による「市町村計画」についても内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

本計画は、「御宿町総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
市町村計画	市町村行動計画 (努力義務)	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)
性格特徴	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「御宿町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画

一体的に策定

第3期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画

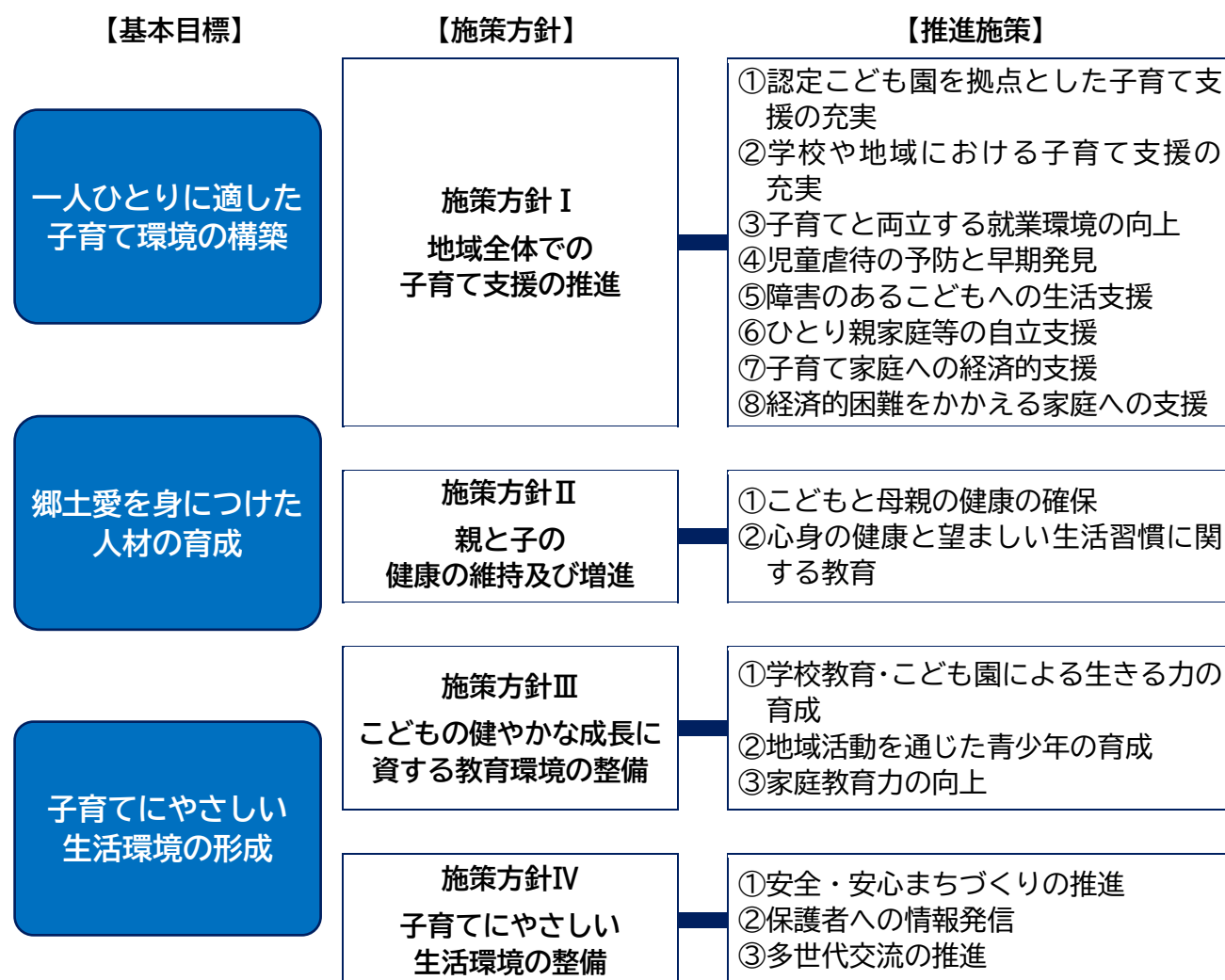
計画の基本理念

やさしい眼差しの中で 心豊かなこどもが育つまち・おんじゅく

本町では、第5次御宿町総合計画において、まちの将来像を『ひと・マチ・自然がつながり つなげる「ちょうどいいまち」御宿』とし、目標の柱の一つに「育む【子育て・教育】」を掲げてまちづくりを進めています。

本計画でも、このまちの将来像を目指し、『やさしい眼差しの中で 心豊かなこどもが育つまち・おんじゅく』を基本理念に掲げ、本町の豊かな地域資源と積み重ねてきた成果を生かし、住民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを進めていきます。これまで先駆的に取り組んできた子育て事業や環境整備を更に充実させ、町全体でこどもたちを育み、子育て家庭を支える体制を構築することで、子育てしやすいまちづくりを目指しています。

基本目標と施策体系



幼児期の学校教育・保育

幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。
現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

認定区分		給付の内容	給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの	●教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

■幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

		1号	2号	3号			1号	2号	3号
令和7年度	量の見込み（人）	7	48	13	令和10年度	量の見込み（人）	4	28	13
	確保方策（人）	15	90	35		確保方策（人）	15	90	35
	実施箇所数（か所）	1	1	1		実施箇所数（か所）	1	1	1
令和8年度	量の見込み（人）	5	34	13	令和11年度	量の見込み（人）	4	29	13
	確保方策（人）	15	90	35		確保方策（人）	15	90	35
	実施箇所数（か所）	1	1	1		実施箇所数（か所）	1	1	1
令和9年度	量の見込み（人）	4	33	13					
	確保方策（人）	15	90	35					
	実施箇所数（か所）	1	1	1					

地域子ども・子育て支援事業

本町では、今後実施予定の事業も含め、次の事業を実施する予定です。各事業の量の見込みに対応できるよう確保方策を設定します。

事業名	事業内容
利用者支援に関する事業	教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、こどもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業です。
時間外保育事業	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、こどもを保育所等で預かる事業です。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

事業名	事業内容
乳児家庭全戸訪問事業	4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業	<養育支援訪問事業> 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。 <要保護児童対策地域協議会等による 要保護児童等に対する支援に資する事業> 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員やネットワークを構築する関係機関等の専門性強化及び連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するための事業です。
地域子育て支援拠点事業	未就学のこどもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業・子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施します。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
病児保育事業	町内在住の乳幼児や、保育施設に通所している児童で病後、病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業です。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。
妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦に対し、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付します。千葉県内の指定医療機関において指定検査項目を無料で受けられる事業です。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育園等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。
産後ケア事業	産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

計画書は町ホームページで公表しているほか、次の場所で閲覧することが可能です。

【設置場所】

御宿町役場保健福祉課、おんじゅく認定こども園、御宿小学校、御宿中学校



町ホームページ
第3期計画書はこちら

発行年月：令和7年3月 発行：御宿町 編集：御宿町保健福祉課
〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地
TEL：0470-68-6716 FAX：0470-68-7182
ホームページ <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>